

## 第 19 回アジア競技大会 (2022/中国 杭州)

### 総合馬術競技 代表人馬選考について

<大会期日： 2023 年 9 月 23 日～10 月 8 日>

令和 3 年 10 月 14 日 発表

令和 4 年 8 月 30 日 改定

標記大会の代表人馬の選考にあたっては、総合馬術本部が推薦し、オリンピック対策会議で審議を経て、理事会の承認をもって決定する。

目標は、団体・個人とも金メダル獲得とする。

#### 1. 選考競技会の開催

2022 年 4 月、5 月に日本国内において選考競技会を行う。

2023 年 4 月、5 月に日本国内において追加の選考競技会を行う。選考を希望する人馬は 2022 年、2023 年に開催する合計 4 回の選考競技会にコンビで 2 回以上出場しなければならない。

(選考競技会の日時等の詳細は、当連盟 Web サイトで発表する)

チームは 4 人馬で構成し、その他に補欠 2 人馬を選考する。

#### 2. 選考の対象

##### (1) 参加条件

- ① 2021 年 12 月 21 日までに所定の書式により日本馬術連盟 (以下「JEF」という) 宛に参加意思を表明した選手。
- ② JEF 会員で日本国籍を有する選手。
- ③ 選考競技会エントリー時点で当該年の FEI 登録がある選手。
- ④ JOC の定める期日までに最新の候補者台帳及び必要書類の提出、派遣手続きが完了している選手 (詳細別途通知)。
- ⑤ 選考競技会エントリー時点で FEI パスポートを有し、当該年の JEF および FEI 登録がある馬匹。
- ⑥ 選考競技会は FEI 公認クラスで実施する予定のため、FEI が定める当該クラス参加要件を満たした人馬であること。
- ⑦ 杭州アジア大会開催延期に伴い、過去にオリンピックあるいは／および世界選手権総合馬術競技出場経験者で、2022 年 12 月 20 日までに所定の書式により JEF 宛に参加意思を表明した選手を選考の対象として追加する (以下 OLY/WEG 選手)。

#### 3. 選考の方法と基準

##### (1) 競技方法

大会で採用される競技クラスを実施する (CCI ツースターロングを予定)。

詳細は選考競技会実施要項に記載する。

##### (2) 選考の基準

- ① 2022 年に実施済みの 2 回、2023 年に実施する 2 回 (合計 4 回) の選考競技会のうち、2 回以上出場した人馬から選考する。4 回の選考競技会での各人馬コンビの最もよかった順位と次によかった順位を合計したものを順位点とし、順位点の小さい人馬コンビから序列をつけ上位から選考する。
- ② 4 人馬を代表とし、以下は序列に従い 2 人馬を補欠とする。
- ③ 代表および補欠に選考された選手が複数の馬匹で選考競技会に出場している場合、2 頭目の成績が、代表／補欠に選考された最下位の人馬より上位であれば、その馬匹を当該選手の予備馬として認定することがある。
- ④ 2022 年の選考競技会の両方に出場した人馬コンビは、2023 年に実施する選考競技会のい

れかに必ず出場し、FEI の定める MER を得ること（馬場減点 45 以下、クロスカントリー障害減点 15 以下、クロスカントリータイム減点 30 以下、障害馬術障害減点 16 以下）※。

- ⑤ 順位点で同点となった場合、監督、コーチ、獣医師が各選考競技会の内容を総合的に評価し、見解を示し序列を決定する。
- ⑥ 2022 年の選考競技に出場した選手は、新たに別の馬との組み合わせで 2023 年の選考競技に出場することができる。
- ⑦ 4-(1)項に挙げる参加意思表明を行いながら 2022 年に実施した選考競技会には不参加だった選手も、2023 年に実施する選考競技会に出場し選考の対象となることが可能である。

### (3) OLY/WEG 選手

- ① OLY/WEG 選手は、最大 1 人馬を代表あるいは補欠として選考する。
- ② OLY/WEG 選手は、(2)-①②に基づき順位点で全体の 4 位までに入った人馬の最上位より選出し、代表人馬として選考する。
- ③ OLY/WEG 選手の順位点の最上位が全体の 5 位あるいは 6 位だった場合、補欠として選考することがある。

## 4. 参加意思表明

- (1) 参加意思表明（選手）の締切 2021 年 12 月 21 日（火）
- (2) OLY/WEG 選手の参加希望者のみ  
OLY/WEG 選手参加意思表明 2022 年 12 月 20 日（火）
- (3) 参加意思表明の様式に必要事項を記載し提出すること。なお、様式は当連盟 Web サイトからダウンロードすること。
- (4) 送付先：〒104-0033 東京都中央区新川 2-6-16 馬事畜産会館 6F  
公益社団法人 日本馬術連盟 総合馬術担当  
FAX： 03-3297-5617 E-mail： nakajima@equitation-japan.com

## 5. 馬の輸送および輸出入検疫

- (1) 輸出検疫所に入厩する馬匹は代表 4 頭のみとし、補欠馬は輸出検疫を実施しない。なお、代表選手の予備馬は、監督認定されている場合に限り選手が全ての経費を負担し、選手の責任のもと輸出検疫の実施を認める。
- (2) 連盟が指定する施設で行う代表馬の輸出入検疫の検査経費は連盟が負担する。個人で輸出検疫を実施できる場合もあるが、費用については個人負担とする。いずれの場合も検疫期間中における馬の飼養管理は選手の責任において行うこと。
- (3) 輸出検疫所から杭州間までの馬輸送費用は連盟の負担とする。
- (4) 出発時の各選手の厩舎から検疫所までの馬輸送は、各選手の経費負担および責任において行うものとする。
- (5) 大会終了後の馬匹帰着地は輸出検疫を実施した出発地とする。
- (6) 帰着地から選手の厩舎までの馬輸送は、各選手の経費負担及び責任において行うものとする。
- (7) グループ 1 名の活動拠点国と杭州間の渡航費および杭州における所定の期間の滞在経費は連盟が負担する。
- (8) JEF あるいは JOC が負担すると明記した以外の経費は選手の負担とする。
- (9) 検疫所への入厩前に、獣医師による健康検査等を実施する場合がある。
- (10) 帰着地によっては、一定期間の活動が制限される場合や新たな条件が提示される場合には、その指示に従うこと。

## 6. その他

- (1) 参加意思表明を提出した選手および馬匹が、強化活動を中断あるいは停止することとなった場

合、すみやかに総合馬術本部に報告すること。

- (2) 選考競技会においてはチーム獣医師あるいは日馬連指定の獣医師によるインスペクションおよび候補馬を対象としたドーピング検査を実施する。
- (3) さらに代表となった馬は追加で獣医検査およびドーピング検査を実施し、その診断の結果によっては補欠人馬との入れ替えを行なう場合がある。
- (4) ドーピング検査の結果、陽性となった馬匹については、いかなる場合でも代表としない。
- (5) 代表あるいは補欠人馬に負傷・疾病等やむを得ない事情が生じた場合は次点の人馬を代表ないし補欠に繰り上げる。
- (6) アジア競技大会にて団体種目及び個人種目への出場人馬を先に宣言する必要がある場合、監督がその出場人馬を決定する。
- (7) 「JEF ナショナルチームの行動方針」、「JEF 倫理規程」および JOC の諸規程に反する行為があった場合は、選考の対象から外しチームメンバーの認定を取り消す。
- (8) 補欠人馬の有効期限はそれぞれ最終エントリーあるいは輸出入検疫に入るいずれかの早い期日までとする。
- (9) 欠員が発生した場合は、JOC および大会組織委員会が許す範囲で別途協議する。
- (10) 代表選考会参加のための馬の輸送および選手の移動は、各自の経費負担および責任において実施すること。
- (11) 新型コロナウイルス感染拡大等、不測の事態が生じた場合は、本選考基準の見直しを含めて監督が検討し、必要に応じてオリンピック対策会議の審議を経て、理事会の承認をもって改定を行う。
- (12) 日本馬術連盟総合馬術本部が定める強化合宿／講習会等への参加を必須とする。馬匹の負傷・疾病、選手の負傷・疾病等正当な理由なく強化合宿／講習会等に不参加の場合、選考の対象から外しチームメンバーの認定を取り消すことがある。

※FEI 規程改定により MER 基準が変更された場合は、選考競技会実施時の基準に則る。